

Key Words : ①法看護学 ②看護教育 ③被害者

## I. はじめに

法看護学は、ドメスティック・バイオレンス(以下DVと略)・児童虐待・高齢者虐待・性暴力などの被害者から、犯罪被害の法的証拠を科学的に採取・保存し、被害者の人権を守りつつ適切な看護ケアを行う新たな看護学領域である。犯罪被害者および加害者と法律に関する看護学の発展はわが国においても期待されるが、大学等の研究教育機関においても未着手である。

## II. 目的

本研究では、本学における法看護学教育プログラムの検討を行い、具体的な体系を構築することを目的に取り組んだ。

## III. 研究方法

文献検討および法看護セミナー研修アンケートの分析  
海外の大学等教育機関における法看護学教育プログラムについて、国際法看護師協会、コロラド大学、カルフォルニア州立大学、カイロ大学、亜州大学等の協力を得て検討。

特に法看護学の教育内容について、科目名、単位数、実習時間数、実習提携機関等の実際、実際の臨床場面、教員の確保等について知見を得る。

## IV. 結果

法看護学は、犯罪被害の法的証拠を科学的に採取・保存し、被害者の人権を守りつつ適切な看護ケアを行う新たな看護学領域として1990年代から北米で発展してきた。現在はさらに、前述したものに加えて看護者が検視官などとして遺体発見現場で検体の採取を行う場合と、精神疾患等の影響により重大な犯罪の加害者となった場合の患者ケア(司法精神看護)を行う場合とを含めて、法看護の領域は大きく分けて4分野ある。

- ①触法精神障害者が法廷で裁かれる前に患者の精神状態をアセスメントし、加害者・被害者に関わらず、状況に応じたケアの提供や保護をする Forensic psychiatric nursing.
- ②法的知識と看護知識を持ち、刑法や民法で裁かれる触法精神障害者の治療や収容期間が適切か検討する役割と被害者やその家族を支援する Clinical forensic nurse と、遺体を検死する Clinical forensic nurse Examiner.
- ③法の下に裁かれ、刑務所内の病院で強制的な治療を受ける患者の看護やリハビリを専門に行う Forensic correctional or institutional nursing.
- ④性的暴力を受けた犯罪被害者を対象に必要な検査、処置、証拠採取、法定用記録、精神的支援等を行う Sexual assault nurse examiner に分かれる。

## 被害者支援のための法看護学教育プログラムの検討

山田 典子<sup>1)</sup> 山本 春江<sup>1)</sup>

宮本 真巳<sup>2)</sup> 米山奈奈子<sup>3)</sup>

1) 青森県立保健大学

2) 東京医科歯科大学大学院

3) 秋田大学

このように欧米においては社会のニーズや科学的知識や技術の進歩にともない看護職がその実践の新しい側面を切り開いてきた。

1991年に設立された国際法看護師協会の初代会長のLynch氏の講演で特に強いインパクトを受けたのは、法科学や法病理学に学んで開拓された法看護学には、全ての看護職が身につけるべきエッセンスがある、という指摘である。

## V. 考察

法看護学とは、法看護科学の統合的実践モデルで、社会学と犯罪学を看護教育と融合させたものである。その属する社会のもつ文化や政治に影響を受け、法看護学における役割、行動及び役割期待が、背景となる文化や社会により異なる。

日本における従来の看護学の分類は、対象の発達段階と、症状が急性か慢性かにより大きく分類し、臓器別に細分化されている。しかし、法看護学は人間が法をもとにした秩序社会に暮らす存在であることを前提に、法に触れる出来事の結果発生した疾患や外傷を看護学として統合的に組み立てられ、いわゆる看護職としての社会的責務を果たす学問領域である。

欧米の場合、フォレンジックナーシングが「触法精神障害(加害者)」を中心に発展してきているが、日本の風土・国土・文化・生活・縦割りシステムを鑑み、当面、以下の5つの分野を法看護学の柱に添えることを提案する。

具体的には、①児童虐待、配偶者等の暴力、高齢者虐待、いじめ等、スピリチュアル・アブ्यूズに関する看護アセスメントとケア、②薬物・アルコール、性暴力、人身売買、オカルト儀式や宗教団体の中で宗教の名の下に行われる人権侵害や人体に対する侵襲をうけた患者のケア等、個人の私的領域に含まれるが放置すると人権のみならず精神的健康を著しく害すると予測されるもの。次に、最近国内でも食品の賞味期限の改ざんや生産地の偽装があとを絶たないが、③公衆衛生における安全に関する分野、例えば、食品、災害、薬害、公害、産業廃棄物、環境、(労働環境や学校保健、老人保健施設などでおこる)疫学的問題が法看護の対象となる。さらに、既に存在する看護領域と重なるが、救急看護、災害看護、労働災害、自殺未遂者への看護、自動車事故・トラウマ的外傷への看護ケアが、法看護学の担う細領域である。①～③は学士教育で基本を押さえる事が可能であろう。次に、基礎教育にさらに積み上げ、大学院または専門看護師レベルとして、④触法精神障害者の治療および加害者更正に関する司法精神医学に関する看護(Forensic psychiatric nursing, Clinical forensic nurse, Forensic correctional or institutional nursing)と、⑤強姦、DV、児童虐待、高齢者虐待などによる性暴力被害者に対する看護(Sexual assault nurse examiner)の、

合計5つの柱である。

### 1. 卒前教育

看護学士課程教育のカリキュラムに、法看護学教育を組み入れる。

看護師カリキュラム科目：精神看護学、救急看護学、関係法規、疫学と保健統計、薬理学、生活と環境学、生命基礎科学、病理病態学、感染免疫学 他、法医学

保健師カリキュラム科目：災害看護学、地域看護学

助産師カリキュラム科目：女性生殖生理学

### 2. 卒後教育

卒後教育としては、現任教育と大学院教育があげられる。

## VI. 文献

Virginia A.Lynch : Forensic Nursing. Elsevier Mosby, USA, 2006

Marilyn Strachan Peterson : Child Abuse and Neglect. Volcano Press, USA, 2003